

令和5年度第1回いわき市介護保険運営協議会 別冊資料

資料1	高齢者数（地区別）	・・・	1頁
資料2	高齢者を含む世帯数（地区別）	・・・	2頁
資料3	要介護・要支援認定者（地区別）	・・・	3頁
資料4	要介護・要支援認定者数の推移（令和4年度各月末実績）	・・・	4頁
資料5	高齢者保健福祉サービスの利用状況について（一般高齢者サービス）	・・・	5頁
資料6	次期計画策定に向けた基本指針	・・・	6頁
資料7	第10次高齢者保健福祉計画の策定に向けたアンケート調査実施状況	・・・	9頁
資料8	いわき市介護保険条例（抜粋）	・・・	10頁
資料9	いわき市介護保険規則（抜粋）	・・・	11頁

【資料1】 高齢者数（地区別）

（単位：人）

地区	令和5年4月1日現在（A）					令和4年4月1日現在（B）					増減（A - B）			高齢化率 b/a			
	総人口 a	高齢者数			高齢化率 b/a	総人口 a	高齢者数			高齢化率 b/a	総人口 a	高齢者数					
		単身世帯の世帯員 b	高齢者のみ世帯の世帯員	その他世帯の世帯員			単身世帯の世帯員 b	高齢者のみ世帯の世帯員	その他世帯の世帯員			単身世帯の世帯員 b	高齢者のみ世帯の世帯員		その他世帯の世帯員		
平	85,688	26,108	7,728	10,192	8,188	30.47%	86,550	26,039	7,475	10,240	8,324	30.09%	△ 862	69	253	△ 136	0.38%
小名浜	76,211	21,222	6,434	8,132	6,656	27.85%	77,184	21,175	6,313	8,027	6,835	27.43%	△ 973	47	121	△ 179	0.41%
勿来・田人	46,834	15,437	4,337	6,179	4,921	32.96%	47,431	15,486	4,219	6,214	5,053	32.65%	△ 597	△ 49	118	△ 132	0.31%
田人	1,410	727	208	258	261	51.56%	1,439	738	204	267	267	51.29%	△ 29	△ 11	4	△ 6	0.27%
小計	48,244	16,164	4,545	6,437	5,182	33.50%	48,870	16,224	4,423	6,481	5,320	33.20%	△ 626	△ 60	122	△ 44	0.31%
常磐・遠野	31,394	10,850	3,467	4,235	3,148	34.56%	31,943	10,950	3,429	4,254	3,267	34.28%	△ 549	△ 100	38	△ 19	0.28%
遠野	4,955	2,040	533	732	775	41.17%	5,069	2,066	525	740	801	40.76%	△ 114	△ 26	8	△ 8	0.41%
小計	36,349	12,890	4,000	4,967	3,923	35.46%	37,012	13,016	3,954	4,994	4,068	35.17%	△ 663	△ 126	46	△ 27	0.29%
内郷	23,253	7,730	2,605	2,794	2,331	33.24%	23,762	7,789	2,599	2,785	2,405	32.78%	△ 509	△ 59	6	△ 74	0.46%
好間	11,609	3,824	1,267	1,413	1,144	32.94%	11,702	3,832	1,213	1,423	1,196	32.75%	△ 93	△ 8	54	△ 10	0.19%
三和	2,649	1,276	306	450	520	48.17%	2,755	1,315	300	453	562	47.73%	△ 106	△ 39	6	△ 3	0.44%
小計	37,511	12,830	4,178	4,657	3,995	34.20%	38,219	12,936	4,112	4,661	4,163	33.85%	△ 708	△ 106	66	△ 4	0.36%
四倉	13,166	4,869	1,373	1,796	1,700	36.98%	13,316	4,893	1,355	1,731	1,807	36.75%	△ 150	△ 24	18	65	0.24%
久之浜 大久	4,361	1,734	521	635	578	39.76%	4,382	1,707	498	616	593	38.95%	△ 21	27	23	△ 15	0.81%
小計	17,527	6,603	1,894	2,431	2,278	37.67%	17,698	6,600	1,853	2,347	2,400	37.29%	△ 171	3	41	△ 122	0.38%
小川	6,136	2,358	627	893	838	38.43%	6,282	2,374	600	892	882	37.79%	△ 146	△ 16	27	1	0.64%
川前	927	485	135	161	189	52.32%	964	492	127	172	193	51.04%	△ 37	△ 7	8	△ 4	1.28%
小計	7,063	2,843	762	1,054	1,027	40.25%	7,246	2,866	727	1,064	1,075	39.55%	△ 183	△ 23	35	△ 10	0.70%
合計	308,593	98,660	29,541	37,870	31,249	31.97%	312,779	98,856	28,857	37,814	32,185	31.61%	△ 4,186	△ 196	684	△ 936	0.37%

（出展） いわき市住民基本台帳

【資料2】 高齢者を含む世帯数（地区別）

地区	令和5年4月1日現在（A）					令和4年4月1日現在（B）					増減（A-B）				
	高齢者を含む世帯数					高齢者を含む世帯数					高齢者を含む世帯数				
	総世帯数	単身高齢世帯数（男）	単身高齢世帯数（女）	高齢者のみ世帯数	その他世帯数	総世帯数	単身高齢世帯数（男）	単身高齢世帯数（女）	高齢者のみ世帯数	その他世帯数	総世帯数	単身高齢世帯数	高齢者のみ世帯数	その他世帯数	
平	41,066	7,728	2,394	5,334	5,872	40,966	2,318	5,157	5,052	5,969	134	253	△ 22	△ 97	
小名浜	35,587	6,434	2,096	4,338	4,880	35,540	2,057	4,256	3,965	4,986	47	121	54	△ 106	
勿来	21,659	4,337	1,489	2,848	3,563	21,673	1,438	2,781	3,068	3,638	△ 14	118	△ 16	△ 75	
勿来・田人	705	208	80	128	184	708	79	125	129	191	△ 3	4	△ 3	△ 7	
小計	22,364	11,470	4,545	2,976	3,747	22,381	1,517	2,906	3,197	3,829	△ 17	122	△ 19	△ 82	
常磐	15,084	7,840	3,467	2,325	2,282	15,214	1,092	2,337	2,101	2,389	△ 130	38	△ 10	△ 107	
遠野	2,269	1,440	210	323	551	2,278	205	320	356	561	△ 9	8	0	△ 10	
小計	17,353	9,280	4,000	2,648	2,833	17,492	1,297	2,657	2,457	2,950	△ 139	46	△ 10	△ 117	
内郷	11,658	5,692	2,605	1,694	1,708	11,795	897	1,702	1,375	1,785	△ 137	6	4	△ 77	
好間	5,726	2,789	481	786	826	5,708	451	762	702	861	18	13	△ 6	△ 35	
三和	1,189	873	306	115	350	1,204	113	187	218	370	△ 15	6	△ 1	△ 20	
小計	18,573	9,354	4,178	2,671	2,884	18,707	1,461	2,651	2,295	3,016	△ 134	66	△ 3	△ 132	
四倉	6,198	3,467	489	884	878	6,157	475	880	849	1,276	41	18	29	△ 60	
久之浜 大久	2,083	1,241	203	318	408	2,078	189	309	303	423	5	17	9	△ 15	
小計	8,281	4,708	692	1,202	1,624	8,235	664	1,189	1,152	1,699	46	41	38	△ 75	
小川	2,763	1,650	216	411	586	2,766	201	399	438	617	△ 3	27	△ 1	△ 31	
川前	456	347	55	80	134	472	50	77	83	136	△ 16	8	△ 5	△ 2	
小計	3,219	1,997	271	491	720	3,238	251	476	521	753	△ 19	35	△ 6	△ 33	
合計	146,443	70,772	29,541	9,881	18,671	146,559	9,565	19,292	18,639	23,202	△ 116	684	32	△ 642	

（出展） いわき市住民基本台帳

【資料3】要介護・要支援認定者数（地区別）

（単位：人）

地区	令和5年3月末日時点 (A)										令和4年3月末日時点 (B)										増減 (A - B)					地区											
	高齢者数	支1	支2	支1	支2	支1	支2	支1	支2	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	計	うち2号被保険者	出現率	高齢者数	支1	支2	支1	支2	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	計	うち2号被保険者	出現率	計	うち2号被保険者	出現率
平	26,108	448	654	1,000	1,205	898	788	542	5,535	141	20.7%	26,039	413	651	966	1,259	892	746	510	5,437	129	20.4%	35	3	34	-54	6	42	32	98	12	0.3%	平				
小名浜	21,222	367	532	787	900	767	720	434	4,507	107	20.7%	21,175	361	505	795	849	790	707	421	4,428	108	20.4%	6	27	-8	51	-23	13	79	-1	0.3%	小名浜					
勿来・田人	15,437	439	408	570	486	383	489	285	3,060	60	19.4%	15,486	430	438	550	490	404	461	306	3,079	71	19.4%	9	-30	20	-4	-21	28	-21	-19	0.0%	勿来					
小計	16,164	463	436	593	514	405	511	311	3,233	62	19.6%	16,224	456	462	576	520	428	482	331	3,255	74	19.6%	7	-26	17	-6	-23	29	-20	-22	0.0%	小計					
常磐・遠野	10,850	157	311	399	468	418	321	195	2,269	49	20.5%	10,950	142	304	411	493	310	215	2,288	51	20.4%	15	7	-12	-25	5	11	-20	-19	-2	0.0%	常磐					
小計	2,040	22	41	65	114	86	65	45	438	12	20.9%	2,066	19	34	65	98	75	44	433	10	20.5%	3	7	0	16	-12	-10	1	5	2	0.4%	遠野					
内郷・好間・三和	12,890	179	352	464	582	504	386	240	2,707	61	20.5%	13,016	161	338	476	591	511	385	259	2,721	61	20.4%	18	14	-12	-9	-7	1	-19	-14	0	0.1%	小計				
小計	7,730	216	234	322	326	262	221	178	1,759	34	22.3%	7,789	224	234	323	329	254	217	176	1,757	36	22.1%	-8	0	-1	-3	8	4	2	2	-2	0.2%	内郷				
小計	3,824	95	87	134	159	132	127	96	830	12	21.4%	3,832	102	96	137	169	122	108	90	824	9	21.3%	-7	-9	-3	-10	10	19	6	3	0.1%	好間					
小計	1,276	23	43	74	61	60	37	26	324	3	25.2%	1,315	20	39	78	76	50	35	31	329	9	24.3%	3	4	-4	-15	10	2	-5	-5	-6	0.8%	三和				
小計	12,830	334	364	530	546	454	385	300	2,913	49	22.3%	12,936	346	369	538	574	426	360	297	2,910	54	22.1%	-12	-5	-8	-28	28	25	3	3	-5	0.2%	小計				
四倉	4,869	56	114	174	292	253	200	92	1,181	22	23.8%	4,893	67	153	188	282	229	178	97	1,194	24	23.9%	-11	-39	-14	10	24	22	-5	-13	-2	-0.1%	四倉				
小計	1,734	11	40	51	81	79	73	47	382	8	21.6%	1,707	14	48	63	76	88	55	40	384	6	22.1%	-3	-8	-12	5	-9	18	7	-2	2	-0.6%	久之浜・大久				
小計	6,603	67	154	225	373	332	273	139	1,563	30	23.2%	6,600	81	201	251	358	317	233	137	1,578	30	23.5%	-14	-47	-26	15	15	40	2	-15	0	-0.2%	小計				
小計	2,358	30	51	80	128	82	65	48	484	7	20.2%	2,374	33	46	88	137	92	68	46	510	10	21.1%	-3	5	-8	-9	-10	-3	2	-26	-3	-0.8%	小川				
小計	485	10	12	23	17	28	16	13	119	0	24.5%	492	9	8	19	22	31	20	12	121	0	24.6%	1	4	4	-5	-3	-4	1	-2	0	-0.1%	川前				
小計	2,843	40	63	103	145	110	81	61	603	7	21.0%	2,866	42	54	107	159	123	88	58	631	10	21.7%	-2	9	-4	-14	-13	-7	3	-28	-3	-0.7%	小計				
合計	98,660	1,898	2,555	3,702	4,265	3,470	3,144	2,027	21,061	457	20.9%	98,856	1,860	2,580	3,709	4,310	3,487	3,001	2,013	20,960	466	20.7%	38	-25	-7	-45	-17	143	14	101	-9	0.2%	合計				
構成比		9.0%	12.1%	17.6%	20.3%	16.5%	14.9%	9.6%	100.0%	2.2%	-		8.9%	12.3%	17.7%	20.6%	16.6%	14.3%	9.6%	100.0%	2.2%	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	構成比

※ 出現率は、認定者数から第2号被保険者数を差し引いて、65歳以上人口（高齢者数）で除した割合

【資料4】 要介護・要支援認定者数の推移（令和4年度各月末実績）

○ 要介護・要支援認定者数

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者数	98,888	98,884	98,846	98,880	98,851	98,845	98,779	98,586	98,759	98,666	98,687	98,688
要支援 1	1,827	1,827	1,832	1,823	1,842	1,863	1,867	1,895	1,888	1,877	1,872	1,898
要支援 2	2,585	2,577	2,606	2,599	2,601	2,602	2,608	2,609	2,607	2,591	2,587	2,555
要介護 1	3,703	3,687	3,690	3,693	3,718	3,710	3,704	3,720	3,695	3,684	3,699	3,702
要介護 2	4,320	4,312	4,319	4,338	4,324	4,326	4,323	4,329	4,302	4,267	4,252	4,265
要介護 3	3,488	3,500	3,517	3,509	3,506	3,507	3,482	3,491	3,495	3,457	3,458	3,470
要介護 4	3,001	3,030	3,060	3,078	3,081	3,066	3,057	3,062	3,050	3,051	3,095	3,144
要介護 5	2,009	2,015	2,072	2,069	2,035	2,052	2,032	2,032	2,016	1,998	1,993	2,027
認定者数計	20,933	20,948	21,096	21,109	21,107	21,126	21,073	21,138	21,053	20,925	20,956	21,061
うち 1号	20,485	20,505	20,639	20,651	20,658	20,681	20,634	20,691	20,603	20,474	20,498	20,604
うち 2号	448	443	457	458	449	445	439	447	450	451	458	457
出現率	20.7%	20.7%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%	21.0%	20.9%	20.8%	20.8%	20.9%

※ 出現率は、認定者数計から第2号被保険者数を差し引いて、65歳以上人口（高齢者数）で除した割合

○ 構成比（対高齢者数）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要支援 1	1.8%	1.8%	1.9%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
要支援 2	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
要介護 1	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.8%	3.8%	3.7%	3.8%	3.7%	3.7%	3.7%	3.8%
要介護 2	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%	4.3%
要介護 3	3.5%	3.5%	3.6%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
要介護 4	3.0%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.2%
要介護 5	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.1%

【資料5】高齢者保健福祉サービスの利用状況について（一般高齢者サービス）

事業名	高齢者緊急一時保護事業									
概要	緊急に保護が必要な高齢者に対し、（特別）養護老人ホームに一時的に入所して、生活環境の改善、体調調整、栄養管理等を行う事業。									
料金など	利用料金は1日あたり380円。年間で14日間の利用が上限。									
実績	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(延利用人数)	8人	7人	13人	7人	5人	11人	12人	11人	9人	6人

※平成27年度まで生活管理指導短期宿泊事業として実施

事業名	訪問理美容サービス事業									
概要	寝たきりなどのため、外出して理美容サービスを利用できない方に対して、理容師・美容師の訪問による理美容サービスの提供を行う事業。									
料金など	理美容料金は実費負担。（訪問に要する経費を公費負担）。年間で6回の利用が上限。									
実績	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(延利用人数)	323人	299人	289人	280人	252人	247人	267人	262人	221人	212人

事業名	寝具乾燥消毒サービス事業									
概要	自力での寝具の衛生管理が困難な方に対して、寝具の丸洗い乾燥消毒サービスを提供し、衛生を保持し生活の質の向上を図る事業。									
料金など	最大540円（1割分）の自己負担有。年間で最大2回の利用が可能。									
実績	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(延利用人数)	37人	43人	56人	55人	54人	51人	63人	58人	64人	58人

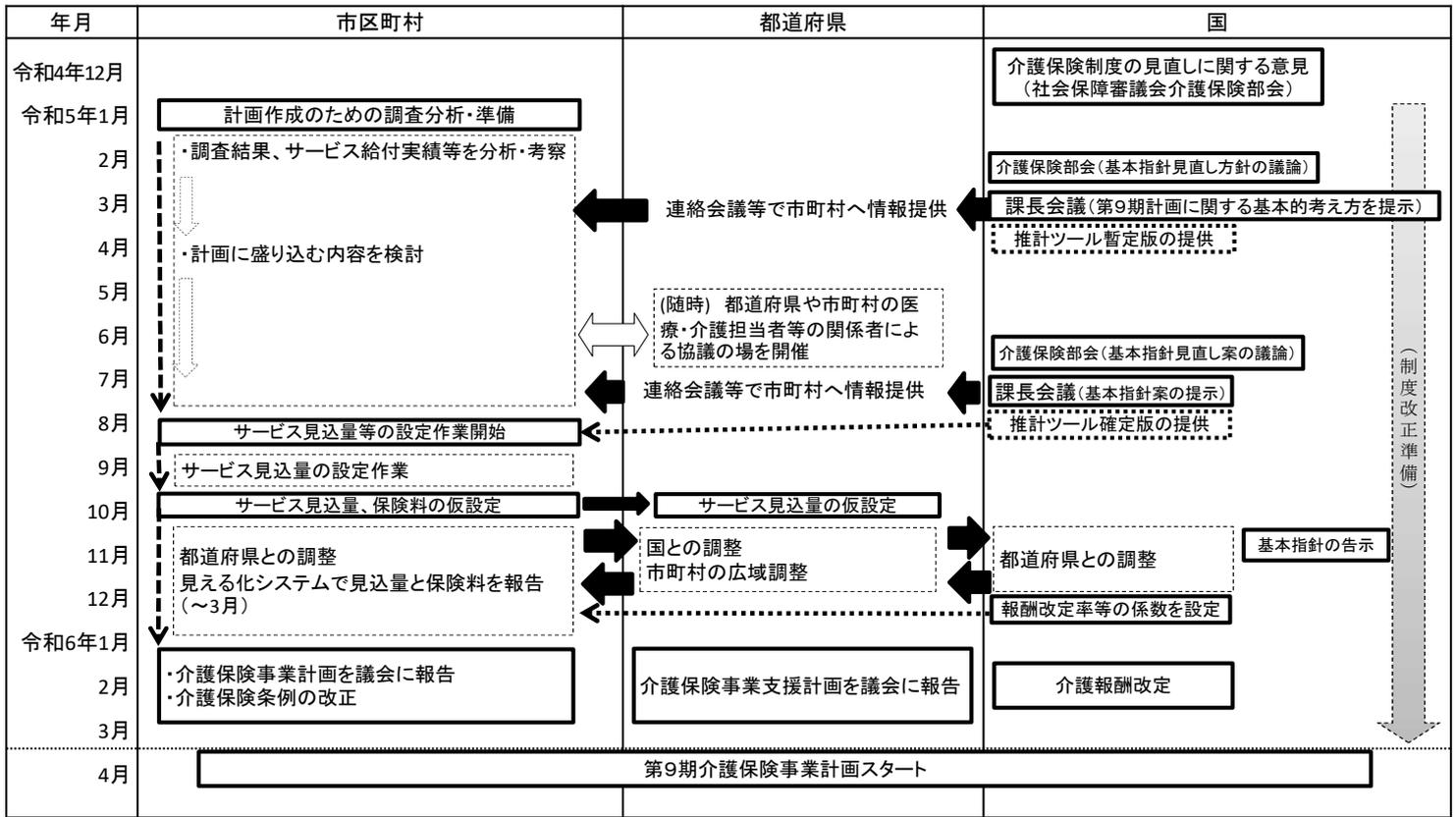
事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業									
概要	徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族に対し「GPS端末」を貸与し、緊急の場合に高齢者の位置情報を提供するサービス。									
料金など	初期導入費を助成するもの。位置検索等にかかる経費は自己負担。									
実績	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(年間決定数)	1件	7件	4件	1件	5件	1件	0件	0件	1件	2人

事業名	配食サービス事業									
概要	食に関しての改善・支援が必要な方に対して、定期的に栄養バランスの取れた食事を提供するサービス。（弁当の配達サービス）									
料金など	1食あたり350円の自己負担。1日1食の利用が上限。									
実績	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(利用登録者数)	960人	919人	905人	947人	1,000人	1,036人	1,045人	1,057人	1,089人	1,173人

※平成24年度より、入所中などにより休止中の利用者は含めず集計

事業名	緊急通報システム事業									
概要	簡易な操作で受信センターへ連絡の取れる機器を貸与し、急病や災害などの緊急時に、近隣住民による安否確認の手配や救急車の出動要請などを行う事業。									
料金など	生計中心者が課税世帯は月額1,008円の自己負担。									
実績	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(利用者数)	998世帯	997世帯	999世帯	985世帯	955世帯	885世帯	799世帯	758世帯	713世帯	657世帯

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)



(制度改正準備)

第8期 介護保険事業(支援)計画 基本指針の構成

<p>前文</p> <p>第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項</p> <p>一 地域包括ケアシステムの基本的理念</p> <p>1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保</p> <p>二 二十五年及び二十十年を見据えた目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業 六 介護に取り組む家族等への支援の充実 七 認知症施策の推進 八 高齢者虐待の防止等 九 介護サービス情報の公表 十 効果的・効率的な介護給付の推進 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用 十四 災害・感染症対策に係る体制整備</p>	
<p>第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項</p> <p>一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 二十五年及び二十十年の推計並びに第八期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 日常生活圏の設定 7 他計画との関係 8 その他</p> <p>二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項</p> <p>1 日常生活圏 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定</p> <p>三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項</p> <p>1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携</p> <p>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 11 災害に対する備えの検討 12 感染症に対する備えの検討</p>	<p>第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項</p> <p>一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援 5 二十五年及び二十十年の推計並びに第八期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 老人福祉圏域の設定 8 他計画との関係 9 その他</p> <p>二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項</p> <p>1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保</p> <p>三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項</p> <p>1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進 (五)介護予防の推進 (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携</p> <p>2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 認知症施策の推進 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 7 介護サービス情報の公表に関する事項 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 9 災害に対する備えの検討 10 感染症に対する備えの検討</p>
<p>第四 指針の見直し</p> <p>別表</p>	

基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日)関係>

参考資料1-3

- 生活を支える介護サービス等の基盤の整備
- 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現
- 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 等

<全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案関係>

参考資料1-4

- 介護情報基盤の整備
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
- 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
- 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- 地域包括支援センターの体制整備等
- 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化
- ※ 国会の審議を経て成立した場合、成立した内容を踏まえて、基本指針に反映

<「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針改定案」関係>

参考資料1-5

(令和5年2月16日医療介護総合確保促進会議資料)

(意義)

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者・国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築。自立と尊厳を支えるケアを実現

(基本的方向性)

- 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築
- サービス提供人材の確保と働き方改革
- 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- デジタル化・データヘルスの推進
- 地域共生社会づくり

5

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える**2040年**を見通すと、**85歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある**要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ **中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて**、施設・サービス種別の変更など**既存施設・事業所のあり方も含め検討し**、地域の実情に応じて介護サービス基盤を**計画的に確保**していく必要
 - ・ **医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ**、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化が重要**
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを**サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① **地域共生社会の実現**
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤を整備**
- ③ **保険者機能の強化**
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ **介護人材を確保するため**、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの**取組を総合的に実施**
- ・ **都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進**。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ **介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備（P8～14）

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性（P8～11, 14）
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化（P12）
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性（P11）
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性（P13）
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及（P13）

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組（P15～31）

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性（P15）
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進（P16）
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組（P17）
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等（P17）
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進（P17）
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進（P18）
- 高齢者虐待防止の一層の推進（P19～22）
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進（P19, 23）
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性（P24）
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備（P25）
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供（P26～28）
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実（P29, 30）
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進（P31）

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進（P32～43）

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保（P32）
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進（P33, 34）
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備（P35, 36）
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性（P37）
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用（P38）
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）（P39）
- 財務状況等の見える化（P40, 41）
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進（P42, 43）

【資料7】第10次高齢者保健福祉計画の策定に向けたアンケート調査 実施状況

1 調査の目的

老人福祉法及び介護保険法に基づき、市が策定する3ヵ年計画である「いわき市高齢者保健福祉計画」について、第9次計画が令和5年度に計画期間の最終年度となることから、次期計画の策定を行うにあたり、高齢者福祉及び介護保険事業に関する市民の意識やニーズ等の把握、分析を行うことを目的とする。

2 調査期間

日常生活圏域ニーズ調査 : 令和5年1月23日(月)～令和5年2月24日(金)
在宅介護実態調査 : 令和5年1月10日(火)～令和5年2月20日(月)
介護支援専門員アンケート : 令和5年1月18日(水)～令和5年2月20日(月)

3 調査対象

日常生活圏域ニーズ調査 : いわき市に在住する65歳以上の方のうち、介護認定を受けていない方及び要支援1・2の方
9,800人(無作為抽出)
在宅介護実態調査 : 在宅にて介護を受けている65歳以上の方
212人(調査期間内に要介護認定調査を受けた方)
介護支援専門員アンケート : いわき市内で活動する介護支援専門員
326人(いわき市介護支援専門員連絡協議会 全会員)

4 調査方法

日常生活圏域ニーズ調査 : 郵送配布・回収(回答についてはインターネット回答を併用)
在宅介護実態調査 : 認定調査員による訪問での聞き取り
介護支援専門員アンケート : 郵送配布・回収(回答についてはインターネット回答を併用)

5 回答状況

調査種別	配布数①	総回答数	有効回答数②	有効回答率 ②/①
日常生活圏域ニーズ調査	9,800	5,745	5,743	58.6%
在宅介護実態調査	212	212	209	98.6%
介護支援専門員アンケート	326	191	191	58.6%

【資料8】 いわき市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月29日いわき市条例第11号

第5章 介護保険運営協議会

（設置）

第23条 介護保険の円滑な運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）市町村介護保険事業計画及び法第117条第6項の規定により同計画と一体のものとして作成されなければならないとされる老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の進行管理に関すること。
- （2）介護保険事業計画等の策定及び変更に関すること。
- （3）介護保険事業計画等に基づく施策に関すること。
- （4）介護サービス等の評価その他介護サービス等の質の向上に関すること。
- （5）介護保険の財政に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、介護保険の運営等に関すること。

2 協議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第25条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）保健医療又は福祉の関係者及び関係団体の構成員
- （3）被保険者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第26条 委員は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【資料9】 いわき市介護保険規則（抜粋）

平成12年3月31日いわき市規則第30号

第8章 介護保険運営協議会

（会長及び副会長）

第57条 いわき市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第58条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第59条 協議会に、条例第24条第1項各号に掲げる事項を処理するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（庶務）

第60条 協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

（委任）

第61条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。